

## ごあいさつ

本市は、緑豊かな中山間地域から尾道水道周辺地域を経て独特の多島美を有する島しょ部に至るまで、他にはない景観や歴史、文化に育まれた多彩な資源と、瀬戸内の十字路に位置する広域的な交流拠点としての優位性など、様々な特長を有しています。本市ではこれまで、これらの資源や優位性を活かしながら、市民の皆様とともに個性的で魅力的なまちづくりに取り組んできました。こうした取組は、平成 26 年（2014 年）の文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）の受賞、平成 27 年（2015 年）から 2 年連続での日本遺産認定につながっており、確かな歩みを感じております。



これからは、平成 30 年（2018 年）に尾道市制施行 120 年、平成 31 年（2019 年）に尾道港開港 850 年、平成 32 年（2020 年）に新しい市本庁舎完成、東京オリンピック・パラリンピック開催など、本市にとって、大変重要な期間であり、これらを好機と捉え、更なる飛躍に結び付けていかなければなりません。また、社会が大きく変化し、人口減少が進行する中で、少子高齢化に対応した子育て支援、健康づくりの取組、インフラ整備など、本市が将来に向けて持続可能なまちであるための基礎を固め、新しい時代に向けて挑戦していく期間でもあります。

この総合計画は、「元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち『尾道』～」を本市が将来目指すべき都市像として掲げ、多様な政策課題への対応策の方向性と展開すべき施策を見定めたものです。本市の持つ「人財」「資源」「広域拠点性」の 3 つの魅力『尾道オリジナル』と表現し、これらをさらにみがき高め、尾道だからこそできる独創的なまちづくりを展開することで、市民の皆様が誇れる、さらには、多くの人々から選ばれるまちの実現を目指してまいります。

結びに、計画の策定にあたり、長期にわたり熱心かつ活発なご審議をいただきました審議会委員の皆様をはじめ、市民満足度調査、パブリックコメントを通じて、貴重なご意見をいただきました市民並びに関係者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成 29 年 3 月

尾道市長 平谷 祐宏



# 尾道市民憲章

昭和53年(1978年)4月18日制定

わたくしたちは、自然の景観に恵まれ、古い歴史をもつ尾道をこよなく愛し、誇りとします。

わたくしたちは、先人の偉業をしのびつつ、郷土の発展と健康で明るく住みよいまちづくりのために、この市民憲章を定めます。

- 1 伝統を生かし 文化遺産をうけつぎ 風格のあるまちにしよう
- 1 きれいな海 緑と太陽の輝く 清潔なまちにしよう
- 1 人を尊び人を愛し 健康で ころ豊かなまちにしよう
- 1 互いにゆずりあい きまりを守る 平和なまちにしよう
- 1 生きて働らくことに喜びをもち 希望にみちたまちにしよう